

令和8年度 今治市職員採用試験実施計画

～誇れるまち今治を、ともに動かす力になろう～



試験区分、受験資格、試験内容等

日程	試験区分	採用予定人数	主な受験資格 (年齢は令和9年4月1日現在の満年齢)	告示日	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表	採用日			
A 日程 (4月実施) 公務員試験対策不要	上級	事務職	行政事務A	16人程度 1 22歳から29歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人(令和9年3月31日までに卒業見込の人を含む) 3 行政事務Bとの併願可	3月上旬	4月上旬～5月上旬 録画面接適性検査(SCOA)	5月下旬 面接試験 グループディスカッション	6月中旬～下旬	7月上旬			
			行政事務A(障がい者対象)	若干名 1 22歳から29歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人(令和9年3月31日までに卒業見込の人を含む) 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人								
			学芸員A(考古学)	2人程度 1 22歳から29歳まで 2 学芸員資格を有する人(令和9年3月31日までに資格取得見込の人を含む)で考古学又は埋蔵文化財に関する知識・経験を有する人 3 学芸員B(考古学)との併願可								
			行政事務A(民間企業等経験者枠)	5人程度 1 39歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 民間企業等における職務経験を5年以上(令和8年3月31日まで)有する人(※1) <デジタル資格加制度あり> 対象資格加(※3)								
			行政事務A(心理)(民間企業等経験者枠)	3人程度 1 44歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 公認心理師資格又は臨床心理士資格を有する人 4 公認心理師又は臨床心理士としての職務経験を2年以上(令和8年3月31日まで)有する人(※2)								
		技術職	学芸員A(考古学)(民間企業等経験者枠)	1人程度 1 39歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 学芸員資格を有する人で、考古学又は埋蔵文化財に関する知識・経験を有する人 4 学芸員としての職務経験を3年以上(令和8年3月31日まで)有する人(※1)								
			土木A	5人程度 1 22歳から29歳まで								
			建築A	3人程度 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人(令和9年3月31日までに卒業見込の人を含む)								
			電気A	3人程度 3 大学等でそれぞれの試験区分に必要な学科を専攻した人								
			機械A	3人程度 4 B日程技術職との併願可								
初級	消防A	6人程度 1 19歳から29歳まで 2 高等学校、中等教育学校又はこれと同等と認める学校等を卒業した人(令和8年3月31日まで) <加制度あり> 救急救命士資格加(※3)	4月上旬～5月上旬 録画面接適性検査(SCOA)	5月下旬 面接試験 体力検査								
B 日程 (7月実施) 民間企業等経験者枠除く 従来公務員試験	上級	事務職	行政事務B	10人程度 1 22歳から29歳まで 2 行政事務Aとの併願可	5月下旬	7月上旬 教養試験 専門試験	8月上旬 面接試験	8月下旬	9月中旬			
			行政事務B(福祉)	1人程度 1 22歳から29歳まで								
			行政事務B(心理)	3人程度 1 29歳まで 2 公認心理師資格又は臨床心理士資格を有する人(令和9年3月31日までに資格取得見込の人を含む)								
			学芸員B(考古学)	2名程度 1 29歳まで 2 学芸員資格を有する人(令和9年3月31日までに資格取得見込の人を含む)で考古学又は埋蔵文化財に関する知識・経験を有する人 3 学芸員A(考古学)との併願可								
			行政事務B(福祉)(民間企業等経験者枠)	2人程度 1 44歳まで 2 民間企業等における職務経験を3年以上(申込締切時点まで)有する人(※1)								
		技術職	土木B	5人程度 1 22歳から29歳まで								
			建築B	3人程度 2 A日程技術職との併願可								
			電気B	3人程度								
			機械B	3人程度								
			資格免許職	保健師B		2人程度 1 29歳まで 2 保健師資格を有する人(令和9年3月31日までに資格取得見込の人を含む)	7月上旬 教養試験 専門試験等			8月上旬 面接試験 実技試験		
中級	保育士B	5人程度 1 29歳まで 2 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人(令和9年3月31日までに資格取得見込の人を含む)	7月上旬 教養試験 専門試験等	8月上旬 面接試験 実技試験								
民間企業等経験者枠・公務員経験者枠・初級	上級	事務職	行政事務C(民間企業等経験者枠)	5人程度 1 39歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 民間企業等における職務経験を5年以上(申込締切時点まで)有する人(※1) <デジタル資格加制度あり> 対象資格加(※3)	6月下旬	8月下旬～9月中旬 録画面接適性検査(SCOA)	10月上旬 書類選考	10月下旬	11月上旬			
			行政事務C(公務員経験者枠)	3人程度 1 39歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 国や地方公共団体において対象職種の係長相当職(国家公務員行政職俸給表(一)3級・4級相当)以上の経験を有する人 4 国や地方公共団体を退職している人は、退職後5年以内(申込み時点)である人								
			建築C(民間企業等経験者枠)	2人程度 1 44歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 民間企業等における職務経験を3年以上(申込締切時点まで)有する人(※1) <加制度あり> 対象資格加(※3)								
			電気C(民間企業等経験者枠)	2人程度								
			機械C(民間企業等経験者枠)	2人程度								
		技術職	土木C(公務員経験者枠)	2人程度 1 39歳まで 2 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 国や地方公共団体において対象職種の係長相当職(国家公務員行政職俸給表(一)3級・4級相当)以上の経験を有する人 4 国や地方公共団体を退職している人は、退職後5年以内(申込み時点)である人 <加制度あり> 対象資格加(※3)								
			資格免許職	保育士C(民間企業等経験者枠)		2人程度 1 39歳まで 2 保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人 3 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭としての職務経験を3年以上(申込締切時点まで)有する人	8月下旬～9月中旬 適性検査(SCOA)			10月上旬 面接試験 実技試験		
			初級	消防C		4人程度 1 18歳から25歳まで <加制度あり> 救急救命士資格加(※3)	9月中旬 教養試験 面接試験等			10月下旬		
			技術職	土木C		3人程度						
				電気C		2人程度						
機械C	2人程度 1 18歳から25歳まで(学校教育法に基づく4年制の大学に2年を超えて在籍した者は除く)											

令和9年4月1日
 ※職員の欠員状況により
 ①令和8年10月1日または
 ②令和9年1月1日
 の採用が可能
 (①はA・B日程のみ)

通年募集

試験区分			採用予定人数	主な受験資格 (年齢は令和9年4月1日現在の満年齢)	申込日	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表	採用日
土木職	上級	技術職	5人程度	1 44歳まで 2 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）又はこれと同等と認める学校等を卒業した人 3 大学等でそれぞれの試験区分に必要な学科を専攻した人 4 民間企業等における職務経験を3年以上（申込時点まで）有する人（※1） <加点制度あり> 対象資格加点（※3）					都度	令和9年4月1日 ※職員の欠員状況により ①令和8年10月1日または ②令和9年1月1日 の採用が可能
消防職	初級	消防	1人程度	1 29歳まで 2 消防吏員としての職務経験を3年以上（申込締切時点まで）有する人 <加点制度あり> 救急救命士資格加点（※3）					都度	令和9年4月1日
育児休業代替職員	上級	事務職	9人程度	1 22歳から49歳まで ※育児休業代替任期付職員の受験は年1回まで					都度	・育児休業代替任期付職員名簿に登載 ・職員の育児休業による欠員が発生した場合に採用 ・名簿の有効期間は、合格発表の日から3年間

令和8年度に実施する日程・試験区分を2つ以上併願して受験することはできません（行政事務A、B、学芸員A、B（考古学）、技術職A、Bの併願、育児休業代替任期付職員との併願を除く）。

※1 「民間企業等における職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、自営業者等として、1つの企業等で2年以上継続して正社員として就業していた期間又は青年海外協力隊等（行政事務のみ）で2年以上継続して活動していた期間が該当します。

※2 「公認心理師又は臨床心理士としての職務経験」として通算する期間には、会社員、公務員、自営業等として、“雇用形態は問わず”、1つの企業等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る）していたものに限る

※3 受験申込み時点で対象資格を有している人を加点します。詳細は受験案内をご確認ください。

（注）この計画は現時点の予定であり、変更することがありますのでご了承ください。

試験実施の有無、採用予定人数等の詳細につきましては、告示日以降に掲載する受験案内をご覧ください。